

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	1	社会福祉総務費	198

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I：事業概要

施策事業名	社会福祉総務
事業目的	市民生活の安定と地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉の向上を図るための諸活動に対して直接的・間接的に支援を行う。 ○福祉バスについて適正な管理及び運行を行う。 ○行旅死亡人について、法に基づき葬儀及び官報掲載等の手続きを行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○戦没者遺族等への援護 <ul style="list-style-type: none"> 戦没者追悼式の開催(475,680円) ○福祉基金の積立及び運用 <ul style="list-style-type: none"> 福祉基金積立金(6,784,963円、心身障害者更生施設福祉協力金870,204円を含む) ○民生委員・児童委員と連携した地域福祉の実態把握業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> 福祉関係活動業務委託料(6,254,600円) ○福祉団体等の活動のために運行する福祉バスの管理等 <ul style="list-style-type: none"> 運転業務委託料(11,044,880円)、燃料費(224,792円)等 福祉団体等への貸切バス利用料の補助(44,000円)※平成29年度～ ○地域福祉の推進組織である犬山市社会福祉協議会へ運営費等補助(24,628,732円) <ul style="list-style-type: none"> 人件費5名(23,628,732円)、ボランティアセンター運営費(1,000,000円) ○更生保護を行う保護司会及び更生保護女性会、遺族連合会の活動支援 <ul style="list-style-type: none"> 更生保護女性会(100,000円)、遺族連合会(350,000円)への団体補助 ○地域福祉計画及び重層的支援体制を整備するための計画策定 <ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制整備事業実施計画等策定支援業務委託料(1,430,000円)
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・3年に1度行われる民生委員・児童委員の改選があり、欠員なく定員130名を選任し、高齢者の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けや地域を見守る身近な相談相手として活動することができた。 ・新型コロナウイルス感染症の感染予防を行いながら、戦没者追悼式を行うことができた。 ・福祉団体への補助内容が適正であるかを確認し、補助金を交付した。 ・地域の困りごとを福祉、高齢者、障害者等の枠にとらわれず重層的に支援する体制の整備については地域福祉計画(重層的支援体制整備事業計画・成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画)を策定することができ、ふくし総合相談窓口を設置することにより現場での重層的支援体制整備に向けて動き始めることができた。

II：個別事業内訳

(単位：千円)

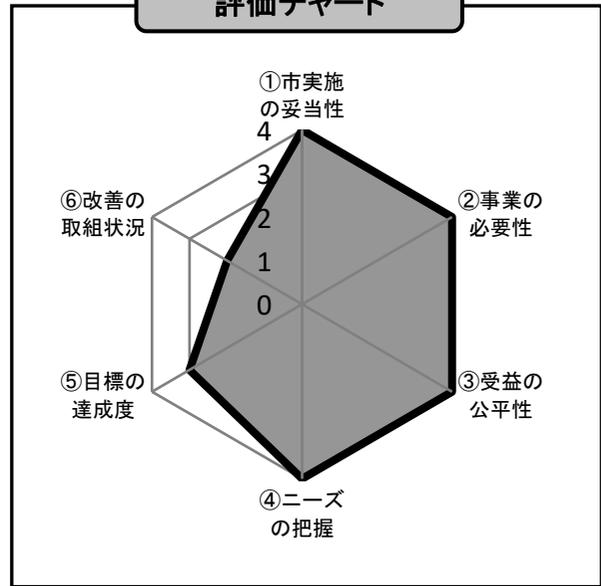
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
社会福祉総務事務	1,082	48	1,034	96%	3	2	2
福祉基金積立金	6,785	5,974	811	12%	2	2	2
民生児童委員	16,139	12,390	3,749	23%	3	3	3
福祉バス管理	11,488	0	11,488	100%	3	3	3
社会福祉協議会	24,629	0	24,629	100%	2	2	2
行旅病人死亡人援護	0	0	0	-	1	1	4
重層的支援体制整備	2,910	2,895	15	1%	3	3	3
合計	63,033	21,307	41,726	66%	2	2	2

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		51,001	63,033	66,812
財源内訳	国県支出金	8,540	12,438	9,625
	地方債	0	0	0
	その他	3,367	8,869	4,897
	一般財源	39,094	41,726	52,290
一般財源の割合		77%	66%	78%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	・地域福祉計画は社会福祉法第107条により市町村が行政計画として策定するものである。
②事業の必要性	4	・重層的支援体制は市民の支援とりわけ高齢、障害、生活困窮、児童、健康といった社会的弱者への支援となるため現行水準での継続が必須な事業である。
③受益の公平性	4	・民生委員・児童委員の見守り対象については、不特定多数の市民が対象 ・福祉バスは、市内の福祉団体に利用されている。 ・重層的支援体制整備事業は、高齢者、障害者、生活困窮者、子どもなどすべてが対象となる。
④ニーズの把握	4	・地域福祉計画は、策定にあたり団体ヒアリング143団体、タウンミーティング2回、地域福祉シンポジウム1回、市民アンケート(一般2,000人、町会長350人、民生委員130人)を実施した。
⑤目標の達成度	3	・新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮しながら、事業の実施をすることができた ・民生委員・児童委員の欠員がなかった。 ・地域福祉計画は完成したため達成度100%であるものの、現場での重層的支援体制は構築中であるため達成度を3とする。
⑥改善の取組状況	2	・社会福祉協議会については、経営改善に向け、市として指導監督を行っているが現時点では効果が少ないため、職員の資質の向上や効果的な事業展開に向け今後も継続した支援が必要である。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画(重層的支援体制整備事業計画・成年後見制度利用促進計画・再犯防止推進計画)を策定するとともに、ふくし総合相談窓口を設置した。 ・社会福祉団体補助金の申請及び交付が適切か否かの内容を精査し、交付を行った。 ・行旅死亡人等の遺留金品等の取扱いについて整理し要綱を制定した。
令和5年度に見直しを実施している事項	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バスのあり方について検討を行う。 ・社会福祉協議会の運営状況の改善に向け、引き続き指導監督を行う。
今後見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の運営状況の改善 ・福祉バスのあり方の検討及び貸切バス補助金の内容精査を行う ・重層的支援体制の構築

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バスのあり方の検討 ・重層的支援体制の構築 ・社会福祉協議会に対する継続的な指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バスの稼働状況を分析し、今後の福祉バスのあり方を検討する。 ・重層的支援体制整備事業を令和6年度から本格稼働していくため、庁内の情報共有の方法や多機関協働(庁外の支援者も含めた連携体制)の支援体制を構築していく。 ・他市町の先進事例等をもとに、社会福祉協議会の組織力の向上にむけた指導監督を行う。

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	200

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者自立支援
事業目的	障害者総合支援法に基づく各種サービスの給付等を行うことにより、障害を持つ人が自立して地域や社会の中で生活していくための支援をすることを目的とする。
事業内容	<p>●全体計画 法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業にかかる各種支援を行うとともに、障害者の地域支援施設に対する支援を行う。</p> <p>●主な事業内容 ○障害者支援の庶務及び組織運営 自立支援協議会の運営、認定審査会の運営 障害者基本計画作成に向け、障害者等へのアンケート実施 避難行動要支援者支援制度の登録意向調査実施、個別避難計画作成 障害福祉サービス等給付実績通知 ○障害者総合支援法第77条に基づき地域の実情に応じて行う障害者支援事業(統合補助) 日常生活用具給付・移動支援等の地域生活支援事業にかかる扶助費等の支給 基幹相談支援センターの運営 ○障害者総合支援法及び児童福祉法に定められた障害者支援に対する給付(国1/2、県1/4) 生活介護給付、就労継続支援A・B型給付、障害児給付、自立支援医療費、療養介護医療費等 ※障害児や自立支援医療(精神通院)受給者、医療的ケアが必要な在宅重度障害者等の増加によりサービス利用者(特に障害児給付や就労継続支援給付)が毎年増加している。また、市内外の障害福祉サービス事業所も増加しており、一人あたりのサービス利用量も増加している。</p> <p>●主な決算の内訳 生活介護給付費 延利用日数 32,115日 支出済額 343,209,864円 就労継続支援B型給付費 延利用日数 32,254日 支出済額 238,271,823円 放課後等デイサービス 延利用日数 34,139日 支出済額 297,159,163円</p>
事業の成果・効果	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業及び自立支援医療事業を必要とする障害者に実施した。障害者等への周知によりサービスの認知が深まったことや、事業者の確保により利用者及び利用量が毎年増加しているが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、障害福祉サービス等が途切れることなく継続して提供することができた。

II : 個別事業内訳

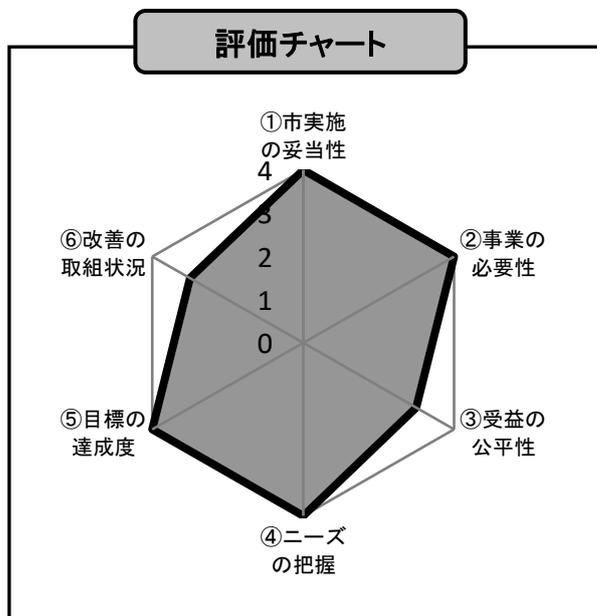
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
障害者福祉事務	8,239	297	7,942	96%	4	3	3
障害者地域生活支援	60,483	24,095	36,388	60%	4	3	3
障害者自立支援給付	1,692,530	1,272,469	420,061	25%	4	3	3
障害者支援(県制度)	6,257	3,128	3,129	50%	4	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,767,509	1,299,989	467,520	26%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		1,618,474	1,767,509	1,914,836
財源内訳	国県支出金	1,197,644	1,297,698	1,400,986
	地方債	0	0	0
	その他	7,810	2,291	0
	一般財源	413,020	467,520	513,850
一般財源の割合		26%	26%	27%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	障害者の日常生活を支えるサービスであり、継続しなければならない事業である。
③受益の公平性	3	障害(身体・知的・精神)手帳所持者や自立支援医療利用者等が対象となる事業である。 R5. 4. 1現在 対象者延5,385人
④ニーズの把握	4	6年ごと(最新令和4年)に全障害者手帳所持者を対象にアンケートを実施している。
⑤目標の達成度	4	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業は、市の裁量の余地がないが、市で実施する地域生活支援事業は、随時見直しを実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	国の基準で実施する障害福祉サービスや障害児通所支援事業は、市の裁量の余地がない。市で実施する日常生活用具等給付事業では、視覚障害者用拡大読書器の機能が充実されていることから、支給要件の見直し検討を行い令和5年度より実施することとした。
令和5年度に見直しを実施している事項	随時、法改正の対応や、事業種類・内容・対象等を、他市町の状況比較も含め検討している。地域活動支援センター希楽里は令和5年度から8市3町で設置している共同委託をやめることとなったため、各市町の要綱に基づき実施する方法に変更することを利用者等に周知していく。
今後見直しを検討する事項	事業種類・内容・対象・利用者負担額等を、総合的に他事業・手当との調整、他市町の状況比較も含め検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
障害児通所支援は事業所数や利用者は増加し身近な地域で支援を受けることができる環境は改善した一方で、国では障害児通所支援として求められる適切な運営や支援の質の確保が課題とされている。	市内の障害児通所支援事業所全体の質の底上げが図られていくよう、障害者自立支援協議会において、研修や支援困難事例の共有・検討を進める。 また、手話言語の普及と障害特性に応じたコミュニケーションの利用促進を図るため、具体的施策の検討を進める。

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	2	障害者福祉費	204

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者支援団体活動補助
事業目的	障害者団体の活動を支援し、自立の促進と活動の活性化に寄与することを目的とする。
事業内容	<p>●全体計画 障害者団体の活動を支援するため、3団体に補助金を交付する。</p> <p>●主な事業内容 ○犬山市身体障害者福祉協会が行う社会参加の促進と自立更生援護の活動への補助 ○犬山市心身障害児(者)父母の会が行う各種相談事業、療育事業、文化活動等の実施への補助 ○精神障がい者家族会犬山しらゆり会が行う研修会、文化活動を通して行う啓発活動への補助</p> <p>●主な決算の内訳 犬山市身体障害者福祉協会 160,000円 犬山市心身障害児(者)父母の会 160,000円 精神障がい者家族会犬山しらゆり会 30,000円</p>
事業の成果・効果	障害者団体活動の活発化により、障害者の社会参加の機会や活動の場づくりに繋がった。

II : 個別事業内訳

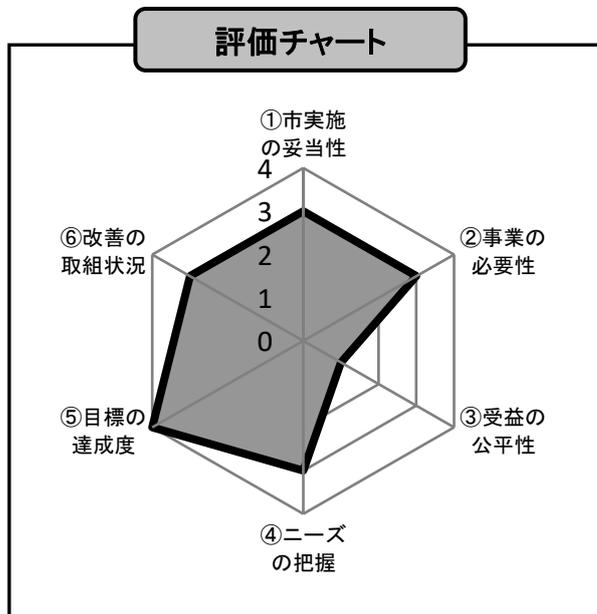
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
障害者支援団体活動補助	350	0	350	100%	4	3	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	350	0	350	100%	4	3	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		350	350	350
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	350	350	350
一般財源の割合		100%	100%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	3	市内障害者の障害種別毎の活動団体で市施策検討時に障害当事者の意見を聞くために必要な団体であり、供給できるのは市のみである。
②事業の必要性	3	障害者団体の活動であり、障害者の社会活動促進事業である。
③受益の公平性	1	市内障害者の障害種別毎の活動団体である。
④ニーズの把握	3	随時、団体と意見交換をしている。
⑤目標の達成度	4	団体活動の支援ができた。
⑥改善の取組状況	3	会員が減少傾向であり運営費補助金がなければ活動が縮小される恐れがあり団体の存続も危ぶまれるため、各団体と次世代育成について共に検討している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

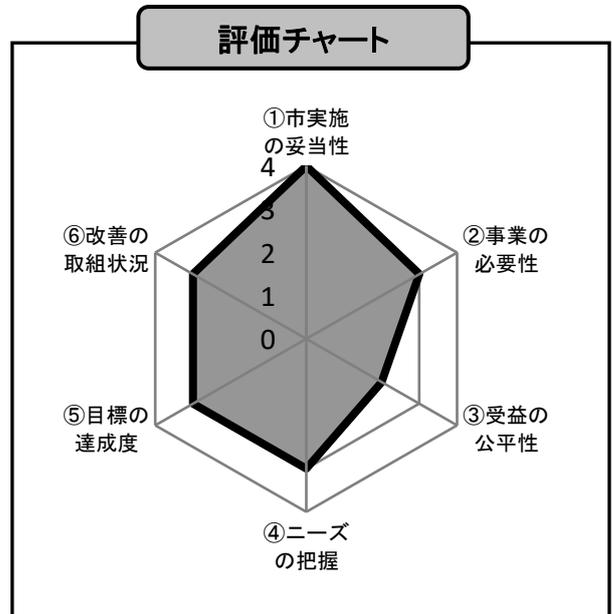
令和4年度に見直しを実施した事項	団体の現状を聴き取りし助成額について検討したが、会員が減少傾向であり運営費補助金がなければ活動が縮小される恐れがあり団体の存続も危ぶまれるため現状維持とした。
令和5年度に見直しを実施している事項	各団体と次世代育成について共に検討し、新たな試みなどを実施し会員増に努めている。
今後見直しを検討する事項	各団体と次世代育成について、今後も共に検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
社会的弱者である障害者の声を地域社会へ発信するため団体は必要であるが、会員の高齢化により団体存続が危ぶまれるため後継者育成が課題である。	各団体と次世代育成について、今後も共に検討していく。

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		129,488	132,082	148,430
財源内訳	国県支出金	22,188	23,427	26,770
	地方債	0	0	0
	その他	23,828	21,632	23,945
	一般財源	83,472	87,023	97,715
一般財源の割合		64%	66%	66%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく福祉手当は、法の定めにより市が支給しなければならない。
②事業の必要性	3	国県制度は必須だが、市単独制度である障害者扶助料は見直しが必要である。
③受益の公平性	2	全障害（身体・知的・精神）手帳所持者が対象となる事業である。 R5. 4. 1現在 対象者3,844人
④ニーズの把握	3	6年ごと（最新令和4年）に全障害者手帳所持者を対象にアンケートを実施している。
⑤目標の達成度	3	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	法の規定に基づき支給する手当は市に裁量の余地はないが、市で支給する障害者扶助料については現状分析をしている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）に基づく福祉手当は、法の規定に基づき市に裁量の余地がない。 令和4年度より障害者タクシー利用助成事業の支給対象要件を見直し、今まで対象としていなかった自動車税減免制度を利用している人に対して月2枚（最大24枚）の交付を開始した。また、身体障害者自動車改造費助成事業の対象要件を見直し、重度身体障害者の介護者が運転する車の改造費についても助成を拡大した。
令和5年度に見直しを実施している事項	障害者扶助料の支給対象者について、近年の動向や現状の分析をしている。
今後見直しを検討する事項	障害者扶助料の支給範囲、支給金額等

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
障害福祉サービスの充実による扶助費の増加に伴い不足する予算を、障害福祉費全体から検討すると障害者扶助料の見直しが必要である。	障害者扶助料の支給対象者について他市町の状況比較も含め、サービス事業と合わせ検討する。

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	7	心身障害者福祉施設費	214

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	障害者福祉施設管理
事業目的	障害者等の各種相談に応じ、自立の促進、生活の質の向上等を図る。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 障害児者の自立支援と重度の障害児者の日中の生活支援を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○地域活動支援センター「ふれんど」の施設管理・運営委託 犬山市身体障害者福祉協会に委託し、利用者の自立促進、生活の質の向上等を図ることができるよう必要なデイサービス(創作活動、社会適応訓練、機能訓練、レクリエーション等)を提供する ○心身障害者更生施設「いぶき」の施設管理 指定管理制度で障害福祉サービスの生活介護事業、家庭での療育、保護者の悩み事等の相談並びに必要な助言及び指導、知的障害者地域交流事業を行う。 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター事業委託料 11,692,616円
事業の成果・効果	<p>障害者等の各種相談に応じるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、組み紐や革細工等の活動により機能訓練や社会参加活動の提供を行った。</p> <p>また、心身障害者更生施設においても同様に、感染症拡大防止に努めながら、重度の知的及び肢体障害が重複する障害児者の療育及び日常生活指導等の支援を実施した。</p>

II : 個別事業内訳

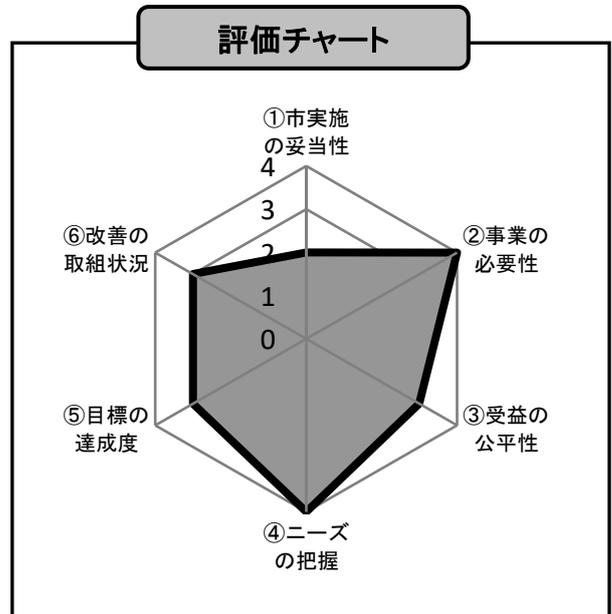
(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
障害者福祉施設管理	13,994	1,912	12,082	86%	4	3	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	13,994	1,912	12,082	86%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		13,353	13,994	14,853
財源内訳	国県支出金	1,852	1,784	1,954
	地方債	0	0	0
	その他	133	128	134
	一般財源	11,368	12,082	12,765
一般財源の割合		85%	86%	86%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	2	民間での実施の可能性はあるが、現状では採算性が低く実施する企業を見込めない。
②事業の必要性	4	重度障害者等の日中活動の場は必要である。
③受益の公平性	3	障害(身体・知的・精神)手帳所持者や自立支援医療利用者等が対象となる事業である。 R5. 4. 1現在 対象者5,385人
④ニーズの把握	4	6年ごと(最新令和4年)に全障害者手帳所持者及び一般市民1000人を対象にアンケートを実施。
⑤目標の達成度	3	障害者の転入出や本人の状況によりサービス利用は異なるが、必要なサービスの提供はできている。
⑥改善の取組状況	3	活動の現状や利用状況を把握するとともに施設管理者と運営方法等について協議し課題解決にあたっている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	活動の現状や利用状況を把握するとともに施設管理者と運営方法等について協議し課題解決にあたっている。
令和5年度に見直しを実施している事項	活動の現状や利用状況を把握するとともに施設管理者と運営方法等について協議し課題解決にあたっていく。
今後見直しを検討する事項	地域活動支援センター「ふれんど」の事業内容や実施方法の見直し

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
地域活動支援センター「ふれんど」のあり方の検討	当施設の管理運営を受託している犬山市身体障害者福祉協会と共に引き続き検討し、事業の実施内容や施設の活用方法などを検討する。

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	1	9	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業	216

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金
事業目的	住民税非課税世帯等に対して、 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を対象世帯に対し1世帯当たり10万円の現金を支給する。 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を対象世帯に対し1世帯当たり5万円の現金を支給する。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活・暮らしにおいて経済的に困窮している住民税非課税世帯等に対して、給付金を支給する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯等 (45,100,000円) 451世帯 (令和4年4月1日以降の給付分) ・世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯等 (57,080,000円) 572世帯 (令和3年度分の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の未受給世帯に限る) ○電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金 <ul style="list-style-type: none"> ・世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯等 (264,600,000円) 5,292世帯
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月10日時点で犬山市に住民登録がある、世帯全員が令和3年度住民税均等割非課税の世帯等 (世帯全員が課税者の税法上の扶養になっている世帯を除く) 451世帯に対して給付ができた。(令和4年4月1日以降の給付世帯) ・令和4年度に世帯全員が新たに住民税均等割非課税となったの世帯等 (世帯全員が課税者の税法上の扶養になっている世帯を除く) 569世帯に対して給付ができた。 ・令和4年10月1日時点で犬山市に住民登録がある、世帯全員が令和3年度住民税均等割非課税の世帯等 (世帯全員が課税者の税法上の扶養になっている世帯を除く) 5,292世帯に対して給付ができた。

II : 個別事業内訳

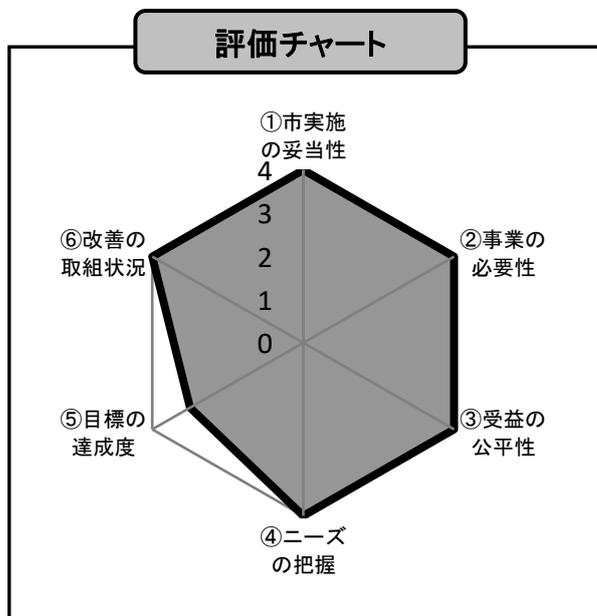
(単位:千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	444,303	444,303	0	0%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	444,303	444,303	0	0%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		464,906	444,303	238,082
財源内訳	国県支出金	464,906	444,303	238,082
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	0	0	0
一般財源の割合		0%	0%	0%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	国が、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、緊急的に生活に困窮している住民税非課税世帯等に対して経済支援するものである。
②事業の必要性	4	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、経済的に生活困窮している住民税非課税世帯等に対しては必要なものである。
③受益の公平性	4	本当に生活に困窮している者に対して適切に支援できている。
④ニーズの把握	4	国がニーズや必要性を把握し、本給付は国が決定したものである。
⑤目標の達成度	3	R5.3.31時点で、給付率は、令和3年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金98.3%、令和4年度の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金95.8%、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金93.9%となった。
⑥改善の取組状況	4	給付対象世帯にはプッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で勧奨案内を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	対象世帯に対して確実に給付できるよう、プッシュ型で確認書を送付し、それでもなお申請のない世帯に対しては、配達記録郵便で改めて勧奨案内を行った。
令和5年度に見直しを実施している事項	令和5年3月28日の関係会議において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増額され、低所得世帯支援のために令和5年度分住民税非課税世帯等を対象に1世帯当たり3万円を給付することとなったため、令和5年度5月の臨時議会において必要経費の補正計上を行った。
今後見直しを検討する事項	過去3回の臨時給付金の経験を活かし、対象世帯に適正にかつ迅速に給付する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
生活に困窮している住民税非課税世帯等に対し、給付金を適正かつ迅速に支給する必要がある。	作業スケジュール、作業手順等を確認しておき、給付対象者に適正かつ迅速に給付する。 問い合わせには、コールセンターを開設し、わかりやすく丁寧な説明を実施する。

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	1	生活保護総務費	240

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	生活保護総務
事業目的	生活困窮者に対する相談支援及び生活保護等を適正に実施することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 生活保護等業務及び生活困窮者自立支援事業を適正に実施するための事務等を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護等の適正実施のための総括的事務等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 嘱託医・中国残留邦人支援相談員への報償費 1,061,040円 ・ 調査等に係る通信運搬費(郵便代) 549,407円 ・ 医療扶助適正化のためのレセプト点検委託料 261,052円 ・ レセプト管理システムクラウドサービス利用料 528,000円 ・ 生活保護システム運用委託料 1,402,500円 ・ 前年度生活保護費国庫負担金返還金 39,208,229円 ・ 前年度生活保護費県費負担金返還金 2,189,774円 ・ 前年度セーフティネット強化交付金返還金 3,174,000円 ○生活困窮者自立支援法の必須事業の実施(相談支援、住居確保給付金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談支援 正規職員2名、会計年度任用職員 3名の相談支援員体制で直営実施 (会計年度任用職員分人件費 国庫補助 3/4) ・ 住宅確保給付金給付(国庫負担 3/4) 9件 1,489,400円 ・ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(国庫負担 10/10) 18件 3,320,000円
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護システムについて、生活保護基準の改定に対応した。 ・ 生活保護の医療扶助について、医療要否意見書等の嘱託医による確認を行い適正に医療扶助を実施した。 ・ 中国残留法人に対して、支援員による訪問を行い適切な支援を行った。 ・ 生活困窮者自立支援事業ではコロナの影響が続く中、相談支援事業を実施し、相談者の中で必要となる者へ住居確保給付金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付を滞りなく給付した。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

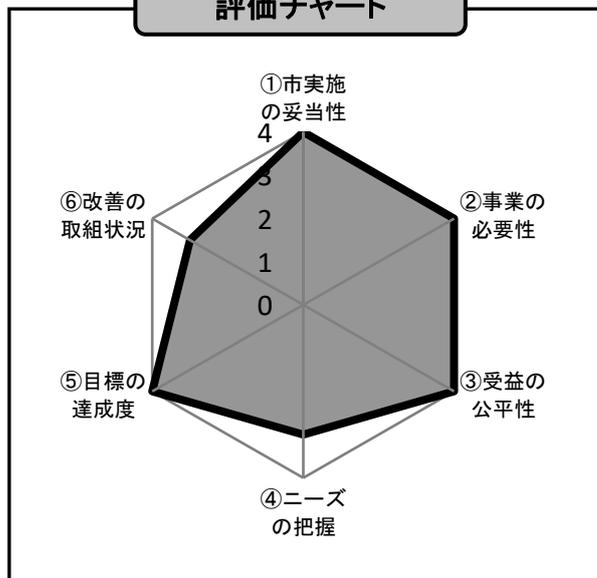
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
生活保護総務事務	49,600	16,383	33,217	67%	4	4	4
生活困窮者自立支援	6,980	1,233	5,747	82%	2	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	56,580	17,616	38,964	69%	3	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		63,348	56,580	18,487
財源内訳	国県支出金	19,026	17,616	10,306
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	44,322	38,964	8,181
一般財源の割合		70%	69%	44%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により市が実施することとなっている。 生活困窮者自立支援事業は民間に委託可能であるが、住宅確保給付金の支給は市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護及び中国残留邦人支援は法で実施が定められている事業であるため現行水準での継続が必要である。 生活困窮者自立支援事業は経済的困窮者の支援を目的としているため困窮した市民の生活に直結している。そのため現行水準での継続が必須となる。
③受益の公平性	4	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護はすべての市民を対象としている。 中国残留邦人等の支援は中国残留邦人を対象としている。 生活困窮者自立支援事業は経済的困窮者が対象であり、全市民を対象としている。
④ニーズの把握	3	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護及び中国残留邦人等の支援の受給者については、ケースワークを通して日々の困りごとの相談に対応している。 生活困窮者自立支援事業は経済的困窮者が支援対象であるため、アセスメントを行い、必要な支援につなげている。
⑤目標の達成度	4	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等により基準や内容が定められているので数値化できるものではない。 生活困窮者自立支援事業は経済的困窮者が対象であり、数値化できるものではない。
⑥改善の取組状況	3	生活保護法に基づき継続的に適正な業務を実施している。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護システムについて、生活保護基準の改定に対応した。 生活困窮者自立支援事業は事業の中で家賃補助(住居確保給付金)の申請フォーマットの見直しを行った。
令和5年度に見直しを実施している事項	令和5年10月からの生活保護基準改定、令和6年3月より運用が開始されるマイナンバーを利用した生活保護医療扶助資格確認のオンライン化に対応するため、必要となる生活保護システム等の改修を行う。
今後見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> 国による法改正、または生活保護基準の改定が発生した場合は適切に対応する。 生活困窮者自立支援事業は事業の民間委託を今後検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
増え続け、かつ複雑化した生活困窮者の相談への対応に苦慮している。 生活保護受給者の高齢化が進み、自立更生困難な世帯が多くなっているため、ケースワークの方法について検討が必要。	生活困窮者自立支援事業の中から、相談者のニーズや貧困の連鎖を食い止めることが期待できる事業を選定し、他部局等と連携しながら実施していく必要がある。 生活保護については、医療扶助適正化及び就労支援など、国の施策と連携した事業実施が必要となる。

令和4年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
3	3	2	扶助費	242

部局名	健康福祉部
課名	福祉課

I : 事業概要

施策事業名	生活保護等扶助
事業目的	生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に該当する中国残留邦人に対して生活保護法の例により、支援を行う。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・国が定める保護の基準等に基づき、被保護者への保護又は被支援者への支援給付を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 被保護者等に対して法に基づく扶助費※の支給を行う。(国庫負担 3/4) ※1. 生活扶助：衣食等日常生活の需要を満たすために必要なものや移送費について支給 130,534,147円 2. 住宅扶助：家賃や地代等及びその他住宅を維持する必要があるときに支給 68,064,354円 3. 教育扶助：義務教育に伴って必要な学用品、給食費等義務教育に必要なものについて支給 832,923円 4. 医療扶助：けがや病気の治療等や薬剤、治療材料、その他医療に必要なものを支給 224,657,741円 5. 介護扶助：要介護又は要支援と認定された者が利用した介護サービスについて支給 21,189,350円 6. 出産扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要なものについて支給 575,020円 7. 生業扶助：生業に必要な器具や資材、技能習得又は就労のために必要なものについて支給 446,826円 8. 葬祭扶助：検案、死体の運搬、火葬等葬祭に必要なものについて支給 1,516,000円 9. 中国残留邦人等支援給付：中国残留邦人等と配偶者に生活・住宅・医療等の支援給付を実施 4,005,047円 10. 保護施設事務費：身体又は精神に障害があるために日常生活困難な要保護者の生活扶助を行う施設の費用として支給 10,366,650円
事業の成果・効果	<p>生活保護法等に基づき、被保護者に対して適正に保護費を支出した。</p> <p>※令和4年3月末時点での被保護者数 219世帯 271人 保護率 3.73% (国：16.2%、県：5.2%) 令和5年3月末時点での被保護者数 222世帯 272人 保護率 3.76% (国：16.2%、県：5.3%) 新規開始ケースが前年度より 18件増加。ただし、廃止ケースは前年度より 1件減少。 令和4年度実績 新規面接相談件数：69件、開始件数：34世帯 47人、廃止件数：25世帯 39人</p>

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

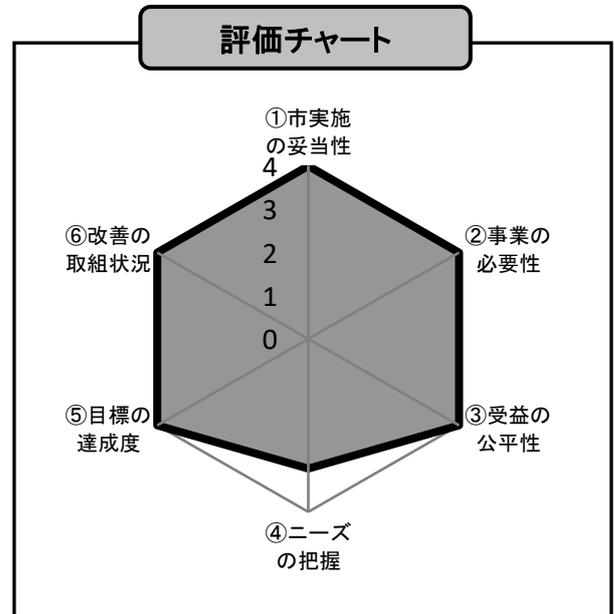
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
生活保護等扶助	462,518	390,844	71,674	15%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	462,518	390,844	71,674	15%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R3決算	R4決算	R5予算
		482,482	462,518	549,550
財源内訳	国県支出金	427,462	389,810	441,500
	地方債	0	0	0
	その他	1,788	1,034	1,800
	一般財源	53,232	71,674	106,250
一般財源の割合		11%	15%	19%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	生活保護法第19条により市が実施しなければならない。
②事業の必要性	4	事業実施は市の責務であり、法定の扶助であるため、財政状況が悪化しても実施を免れることはできない。
③受益の公平性	4	すべての市民が対象となる。
④ニーズの把握	3	国が定めた基準により扶助を行うものであるが、生活保護等の受給者については、ケースワークを通して日々の困りごとの相談に対応している。
⑤目標の達成度	4	国が国民に対して最低限度の生活を保障するものであり、目標を立てる事業ではない。
⑥改善の取組状況	4	生活保護法に基づき実施されるものであり、毎年度県の監査を受け、適正に事業実施されている。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和4年度に見直しを実施した事項	国による生活保護基準の改定に対応し、生活保護費を適正に支給した。生活保護世帯に配付している「生活保護のしおり」の内容を見直し、通院交通費の支給等の記載を追加した。
令和5年度に見直しを実施している事項	令和5年10月からの生活保護基準改定、令和6年3月より運用開始が予定されているマイナンバーを利用した医療扶助資格確認のオンライン化に対応する。
今後見直しを検討する事項	国による法改正、または生活保護基準の改定が発生した場合は適切に対応する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和4年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
単身高齢者や精神障害者等自立更生が不可能な受給者が増加しており、各分野の専門的知識が必要になってきている。 また、複合的な要素が絡み複雑化しているケースが増えており、現業員の負担となっている。	面接相談、各種調査、経理、医療など、ケースワーク以外の業務を行う職員を配置する。また、生活保護制度のみならず、各種福祉制度の概略、対応の在り方などの継承と人材育成ができるような人的体制及び環境整備を検討する。 医療扶助適正化など国の施策と連携した事業実施を行う。